平成２７年（再ロ）第１号

山形県東村山郡山辺町大字山辺2871番地２
再生債務者　安藤　富雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年６月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月17日　山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２５年（再ロ）第１号

山形県南陽市宮内2339番地の８
再生債務者　永野川　誠
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成26年１月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年６月16日　山形地方裁判所米沢支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十七日
掲載頁　六十頁（号外第一三五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十七日
掲載頁　六十頁（号外第一三五号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十八日
掲載頁　六十四頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十八日
掲載頁　六十五頁（号外第一三六号）
平成二十七年六月二十五日
東京都渋谷区代官山町一六番二号代官山フロント五〇一　（甲）代官山珈琲株式会社
代表取締役　永用　一彦
東京都中央区銀座八丁目六番二〇号
（乙）タイプ７株式会社
代表取締役　永用　一彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年九月二十日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年五月二十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）及び（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十七日
掲載頁　五十三頁（号外第一三五号）
平成二十七年六月二十五日
富山市小中一六三番地
（甲）阪神化成工業株式会社
代表取締役　高田　順一
富山市小中一六三番地
（乙）阪神ＡＰ株式会社
代表取締役　高田　順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月三十一日
掲載頁　一八九頁（号外第二四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月三十一日
掲載頁　一九〇頁（号外第二四一号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月三十一日
掲載頁　一八八頁（号外第二四一号）
平成二十七年六月二十五日
神戸市中央区三宮町二丁目一一番一―一〇九号　（甲）株式会社ルシェルブルー
代表取締役　高下　浩明
神戸市中央区三宮町二丁目一一番一―一〇九号
（乙）株式会社リステアホールディングス
代表取締役　高下　浩明
東京都港区赤坂九丁目六番一四号
（丙）株式会社リステア
代表取締役　高下　浩明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のぱちんこ事業リッツパークに関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十七年八月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年七月二十一日までに予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://taiho.ikidane.com/taiho_kessan10.pdf
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年六月二十五日
北海道沙流郡日高町富川南二丁目二番二二号
（甲）株式会社大宝グループ
代表取締役　金沢　太景
北海道枝幸郡枝幸町南浜町五一八〇番地一
（乙）有限会社コスモ企画
取締役　上村　宏信

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のぱちんこ事業パーラーシャリオに関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十七年八月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年七月二十一日までに予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://taiho.ikidane.com/taiho_kessan10.pdf
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年六月二十五日
北海道沙流郡日高町富川南二丁目二番二二号
（甲）株式会社大宝グループ
代表取締役　金沢　太景
北海道斜里郡斜里町港町九番地一
（乙）有限会社桂和
代表取締役　金　太壌

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のｉＫｎｏｗ！事業（語学学習サービス事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年六月十八日
掲載頁　八頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十八日
掲載頁　一〇二頁（号外第一三六号）
平成二十七年六月二十五日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一四階
（甲）株式会社ＤＭＭ．ｃｏｍ
代表取締役　松栄　立也
東京都渋谷区桜丘町一二番一〇号住友不動産渋谷インフォスアネックス
（乙）セレゴ・ジャパン株式会社
代表取締役　エリック・ヤング